

Step1 : 障害児入所施設への入所時点 (責任主体: 都道府県・政令市)

○ 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢からの移行準備・調整 (責任主体: 都道府県・政令市)

		都道府県・政令市	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	施設職員(SW等)が本人と保護者に面談・調整し、移行先(GH等)の候補の仮決定 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更の場合は再試行	① 管内の移行対象者(15歳以上)を把握し、障害児入所施設(SW等)の調整状況を適宜把握	③ 都道府県等と連携をしながら、ケース会議等へ参画	② 措置の場合は、障害児入所施設職員(SW等)と連携して面談・調整	② 職員(SW等)が本人の意思決定支援を行いつつ、保護者とも面談し、移行先(GH等)の候補を選定	③ ケース会議等へ参画		③ ケース会議等へ参画	② 施設職員(SW等)をはじめとする関係者と移行に向けた面談
2	移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所と施設職員(SW等)と連携し、移行先の(GH等)の体験利用を進める。	② 障害児入所施設からの要請を受け、地域移行支援・体験利用の措置・給付決定		① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 移行先(GH等)に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)へ移行に係る相談(体験利用調整等)を依頼するため、都道府県へ措置・給付決定を要請	③ 体験利用の具体的調整等	④ 体験利用の受け入れを行う		④ 体験利用の実施
3	移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県等の協議の場で検討・調整	① 調整状況により協議会を開催	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	① 調整状況により協議会開催を都道府県に依頼	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画
4	移行先(GH等)・移行時期を決定する	② 移行先(GH等)が絞られてきた段階で、相談支援事業所を通じ、市町村(移行後の支給決定主体)へ相談	③ 相談支援事業所からの相談を受け、具体的調整を開始	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 本人・保護者へ意思確認を行う	② 都道府県の要請を受け、市町村(移行後の支給決定主体)に具体的調整を開始	① 障害児入所施設(SW等)のからの受入開始時期等の相談に応じる	① 障害児入所施設(SW等)からの移行時期等の相談に応じる	① 移行先・移行時期を決定

(注)「GH」=グループホーム、「SW」=ソーシャルワーカー

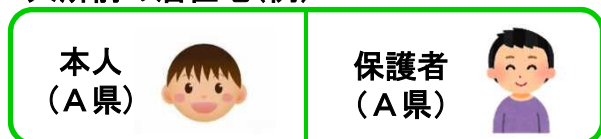
※「Step3」の1は、「Step2」の4と同時並行的に行われるものと想定

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定(責任主体:市町村)									
		都道府県	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	相談支援事業所が移行先(GH等)における具体的な支援の調整、サービス等利用計画案の作成			① 措置の場合は相談支援事業所と連携	① 相談支援事業所と連携	① 本人・保護者と面談し、サービス等利用計画案の作成を行う			① 相談支援等と面談をし、今後利用する障害福祉サービスを決めて行く
2	支給決定の申請を市町村に行い、支給決定を行う		② 障害福祉サービスの支給決定			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)
3	入所時から継続して関わってきた相談支援事業所が、その後の地域定着を支援する	② 相談支援事業所等から、適宜定着状況の報告を受ける	① 障害福祉サービスの支給等	② 適宜、相談支援事業所と連携	② 適宜、相談支援事業所と連携	②障害福祉サービスの利用状況をモニタリングし、障害児入所施設等と連携しつつ、定着まで伴走	① 本人と契約し、施設障害福祉サービス計画等を作成し、支援を開始 (※やむを得ない措置の場合は措置委託を受ける)		① 障害福祉サービスの契約を結び、利用を開始

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 給付決定
 - ・ 給付費負担
- A県**

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居(例)



- ・ 給付決定
 - ・ 給付費負担
- B県**

障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県

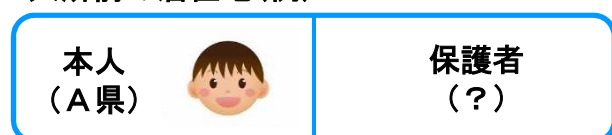
入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
 - ・ 措置費負担
- A県**

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
 - ・ 措置費負担
- A県**

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



- 子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。

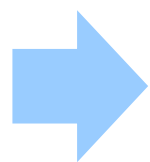
移行先(18歳以降)における障害児入所施設所在地と支給決定主体の関係

- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体。(例：パターン①)。
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体。(例：パターン②～⑤)

【パターン①：移行先(X市)がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先(A市)と18歳前日の保護者の居住地(A市)が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先(X市)と18歳前日の保護者の居住地(B市)が違う場合】

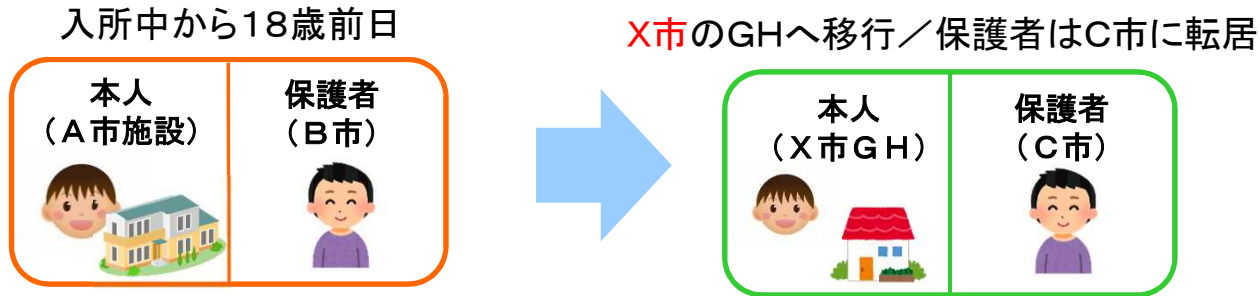
入所中から18歳前日

X市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

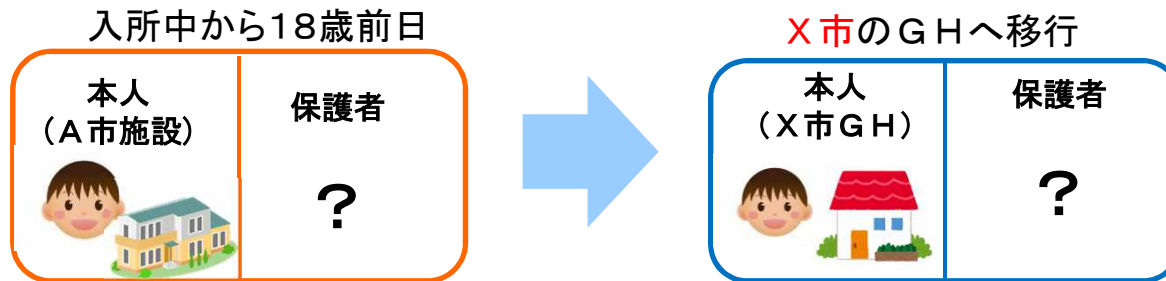


・支給決定
・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】



・支給決定
・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地(=障害児入所施設)の市町村が支給決定権者となる